# 西目屋村の給与・定員管理等について(平成26年度)

#### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(26年1月1日)	A		В	B/A	25年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
	1,488	2,392,090	55,265	333,540	13.9	16.9

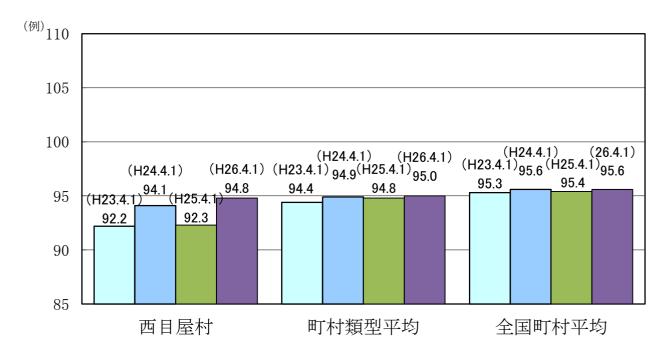
#### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給		与	費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人	千円	千円	千円	千円
	38	116,013	15,636	44,950	176,599

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
4,647	5,382

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3)ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
  - ※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### ①理由及び改善

H24階層別職員数の変動及び、H26行政再編に伴う係等の増設に伴う昇格があったことによる。今後は、横ばいで推移 するものと思われる。

# (4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に 取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

(内容) 国及び県人事委員会勧告に準じて改定。(平均2%引下げ。初任層に係る号給の引下げなし。最高号給(国ベース)を 4%引下げ)

40歳台や50歳台前半層の昇給機会の確保から号給を増設(行政職5級・6級)

激変緩和のため、県に準じ4年間(平成31年3月31日まで)経過措置(現給確保)を実施。

#### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当の支給なし

#### ③その他の見直し内容

管理職員特別手当について、国及び県人事委員会勧告に準じて見直しを実施。(平成27年4月1日)

## (5)特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	工程公利日報	工格公片日報	平均給与月額
区分	平均平断	平均給料月額	平均給与月額	(国比較ベース)
西目屋村	43.3 歳	302,300 円	331,100 円	331,802 円
青森県	43.5 歳	334,700 円	402,886 円	366,659 円
国	43.5 歳	335,000 円	一 円	408,472 円
類似団体	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

#### ②技能労務職

			公 務 員			参考			
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
西目屋村	53.2 歳	5 人	249,600 円	254,200 円	255,892 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.28
青森県	48.2 歳	398 人	306,800 円	343,977 円	330,483 円		—		
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	一 円	326,611 円		—		
類似団体	49.1 歳	2 人	287,063 円	310,800 円	302,457 円	_		_	

		参 考					
区分	年収ベース(試算値)の比較						
	公務員 民間 C/D						
西目屋村	4,043,800 円	2,747,000 円	1.47				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年~25年の3ヶ年平均)。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に 支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注)1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

#### (2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		西目屋村	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	163,600 円	174,200 円	172,200 円
一放11以収	高 校 卒	142,100 円	142,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	139,500 円	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

$\mathbf{v}_{2}$	1995 マンルエ	140 1 30 N	<u>.1</u>	1 TEV1   MALLINIA	( <u> </u>	2011-1	
	区	分		経験年数 10年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上
	一般行政職	大学型	本	2,881,500 円	※ 円	※ 円	※ 円
		高校四	本	※ 円	3,243,000 円	3,128,000 円	3,987,500 円
	技能労務職	高校四	本	※ 円	2,319,000 円	※ 円	※ 円

<sup>「※」</sup>は対象者が3人以下のため公表できません。

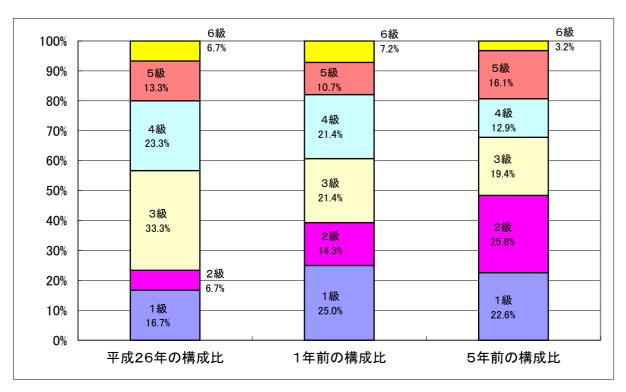
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
1級	主事、技師	人	%	円	円
1 ///X	王尹、汉即	5	16.7	137,600	244,900
2級	主査、主事	人	%	円	円
2/1/100	土且、土ザ	2	6.7	187,700	308,000
3級	係長、主査	人	%	円	円
3/1/X	际 <b>戊</b> 、王直	10	33.3	224,600	354,700
4級	課長補佐、主幹	人	%	円	円
4/1/X	床及柵住、主幹	7	23.3	263,500	388,300
5級	課長、局長、副参事	人	%	円	円
Jhyx	<b>陈</b>	4	13.3	290,700	400,600
6級	参事	人	%	円	円
Unyx	少于	2	6.7	322,100	422,600

<sup>(</sup>注)1 西目屋村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

<sup>2</sup> 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定が未実施のため、昇給区分に差を設けていません。

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当•勤勉手当

西目	屋	村	青	<u>.</u>	森	県	国			
1人当たり平均支約	焓額(25年	度)	1人当たりュ	平均支給額	頁(25年)	度)		_		
	1	,182 千円			]	1,497 千円				
(25年度支給割合)			(25年度支	給割合)			(25年	度支給割合)		
期末手当	勤	放手当	期末手	当	勤	的勉手当	期	末手当	勤免	<b></b> 勉手当
2.50 月分		1.35 月分	2.5	0 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分
( 1.40)月分	• (	0.65)月分	( 1.4	0)月分	(	0.65 )月分	(	1.45 )月分	(	0.65)月分
(加算措置の状況)			(加算措置	の状況)			(加算	措置の状況)		
職制上の段階、職務	の級等によ	る加算措置	職制上の段	階、職務の流	級等によ	る加算措置	職制上	の段階、職務の総	及等によ	る加算措置
<ul><li>・役職加算 5%~</li></ul>	15%		•役職加算	5%~20	)%		•役職力	□算 5%~20	%	
			•管理職加算	10%~2	25%		・管理	敞加算 10%∼2	5%	

<sup>(</sup>注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤務成績の評定が未実施のため、成績率に差を設けず、一律支給しています。

#### (2) 退職手当(26年4月1日現在)

西	目 屋	村		国			
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年		
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分		
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		
その他の加算措置			その他の加算措置				
•定年前早期退職特	別措置(2%~200	%加算)	•定年前早期退職特別措置(2%~45%加算)				
1人当たり平均支給額	(24・26年度) 1	9,328 千円	1人当たり平均支給額 (公表していな				

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度及び26年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実	支給実績(25年度決算)							
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)							
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員							
なし	なし 0 %							

#### (4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			一 千円	
支給職員1人当たり平均支	E給年額(25年度決算)		一 千円	
職員全体に占める手当支	給職員の割合(25年度)		— %	
手当の種類(手当数)			_	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
_			_	_

<sup>※</sup> 平成20年度から特殊勤務手当を全て廃止

#### (5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	2	5	年	度	決	算	)	1,277 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給 年	額(	(25	年 度	決第	( 1	34 千円
支	給	実	績	(	2	4	年	度	決	算	)	1,249 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額(	(24	年 度	決第	( i	32 千円

<sup>(</sup>注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

<sup>○</sup>勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

## (6) その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 各 6,500円 子(16歳~22歳年度)加算 5,000円	同じ		7,031 千円	251,100 円		
住居手当	借家・借間に居住する 職員に支給 借家・借間住居職員 (月額12,000円を超える家賃を 支払っている職員) 最高27,000円	同じ		1,501 千円	300,200 円		
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である 職員に支給 交通機関等の利用者 6箇月定期券の価格により一括支給 (支給額限度額:1箇月55,000円) 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額を毎月支給 (月額2,000円~22,300円)	異なる	通勤用具使 用者の最高 支給額	2,429 千円	105,600 円		
管理職手当	管理者又は監督の地位にある 職員に支給 支給額 定額支給(20,000円~25,000円)			1,500 千円	214,300 円		
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 支給期間 11月~3月までの5ヶ月間 世帯主扶養親族有 月額 17,800円 扶養親族無 月額 10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		3,040 千円	72,400 円		

# 5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

•	$\mathbf{n}$	<u>クリ4取く</u>	<u>ノ取り</u>	川守り	<u> </u>	<u> </u>				
		区		分	給料		月	額		等
							(参考)町村類	頁型におり	する最高/最	:低額
Ĭ	給	村		長	678,000	円	820,000	) 円/	458,500	円
1	斜	副	村	長	515,000	円	647,000	) 円/	421,500	円
ľ	17	収	入	役	_	円		円/	_	円
5	報	議		長	245,000	円	310,000	) 円/	171,100	円
		副	議	長	217,000	円	251,000	) 円/	119,000	円
E	酬	議		員	208,000	円	230,000	) 円/	100,000	円
-	期	村		長	(25年度支給割合)					
		副	村	長		2.85	月分			
7	末	収	入	役						
3	手	議		長	(25年度支給割合)					
	当	副	議	長		2.85	月分			
1	∄	議		員						
,	退				(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時	期)
	能	村		長	給料月額×在職月数×0.455		14,807,520	9	任期籍	<b></b>
	手	副	村	長	給料月額×在職月数×0.265		6,550,800	9	任期籍	<b></b>
	, 当	収		役						
L		備		考						

<sup>(</sup>注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における 退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

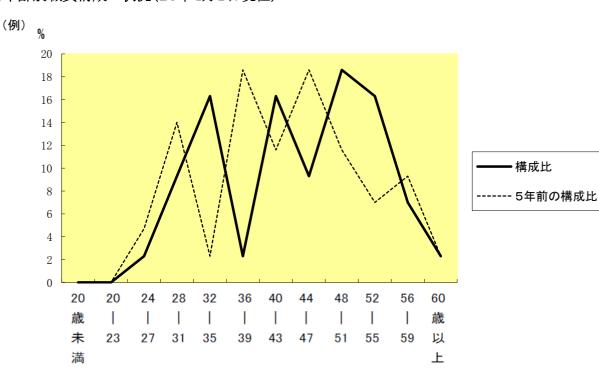
## (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	区分	職	<b>数</b>	対前年	主な増減理由
部	明	平成25年	平成26年	増減数	土は頃原埋田
	議会 総務企画	1 14	1 12	0 △2	退職不補充、機構改革に伴う減
	一 税務 民生	2 2	2 2 3 5	0	
普	般 衛生 農林水産	4 5	3 5		機構改革に伴う減
普通会計	政 商工 土木	1 2	3 3	2 1	産業課新設に伴う増 建設課新設に伴う増
計 部 門	計	31	31	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 208.33 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 172.33 人)
	教育部門	8	8	0	派遣教育主事の減に伴う職員補充
	消防部門	0	0	0	
	小計	39	39	0	<参考 >   人口1万人当たり職員数 262.10   人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 207.11   人)
公	水道	1	1	0	
営会 企計	その他	3	3	0	
業部等門	小 計	4	4	0	
	合計	43 [ 48 ]	43 [ 48 ]	0 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 288.98 人

<sup>(</sup>注)1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2)年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
10000000000000000000000000000000000000	0	0	1	4	7	1	7	4	8	7	3	1	43

# (3)職員の推移

(単位:人・%)

部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	32	34	35	34	31	31	<b>▲</b> 1 ( <b>▲</b> 3.1 %)
教育	7	9	8	7	8	8	1 (14.3 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ( %)
普通会計計	39	43	43	41	39	39	0 (0.0 %)
公営企業等会計計	5	4	4	4	4	4	<b>▲</b> 1 ( <b>▲</b> 20.0 %)
総合計	44	47	47	45	43	43	<b>▲</b> 1 ( <b>▲</b> 2.3 %)

<sup>(</sup>注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。